

令和4年6月29日

平塚市監査委員 市川 喜久江
 同 井澤 郁人
 同 片倉 章博
 同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 土木部 下水道経営課（企業会計分） 下水道整備課（企業会計分）
- 2 監査実施日
 令和4年3月25日
- 3 監査結果の公表日
 令和4年4月25日（平塚市監査委員公表第5号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 契約事務において、農業集落排水事業におけるマンホールにかかる修繕の随意契約を行った際、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったほか、災害用ポンプの賃貸借契約において、地方自治法施行令の適用条項誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令及び平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>（1） 指摘事項を受け、地方自治法施行令及び平塚市契約規則等を再確認するとともに、契約事務を行う際には、複数人で確認作業を行うこととし、適正な事務の執行に努めます。</p>

以 上